

御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法について

- ① **搬入許可申請書**を入手し、必要事項を記入する。
入手方法：市役所、町役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
市役所、町役場、清掃センターの窓口で入手
- ② 御坊広域清掃センター搬入窓口にて**搬入許可申請書**を提示する。
申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を**身分証明書（運転免許証）**で確認します。
発生場所の確認：ごみの発生場所を確認します。
搬入物の確認：ごみの内容を確認します。
- ③ **搬入用計量器**で計量する。
車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。
- ④ **ごみを所定の場所に降ろす**。
職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。
- ⑤ **精算用計量器**で計量し、**手数料を支払う**。
ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき 33円（税込） <u>最大積載量 1.5t 未満の車両に限ります。</u> 家庭系のごみであっても最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。 事業系ごみの場合、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。
事業系	10kgにつき 110円（税込）

注意事項

- 清掃センター場内は、足元に釘等の危険なものが落ちており怪我をする可能性がありますので、サンダル等は避けて運動靴等での来場をお願いします。また、ごみの搬入に適した服装（長袖、長ズボン、手袋等）での来場をお願いします。
- ごみを降ろす作業は各自でお願いします。
- 受付時間を守ってください。

平日（月～金）	8：00～11：45、12：45～16：00 <u>11：45～12：45は受付を行いません。</u>
日曜日（月に一度）	8：00～11：30 月に一度、一般個人ごみ（ <u>最大積載量 1.5t 未満の車両に限る</u> ）の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

- 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみは搬入できません。
- 手数料免除のごみ（災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等）は、事前に市役所・町役場が発行する許可証が必要です。

- 一度に4tを超えるごみを搬入する場合は、事前に清掃センターに連絡してください。置き場所を確保するため、搬入量を制限する場合があります。
- 清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。
- 農業など事業で発生した廃棄物は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物に分類され、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。
- 家庭系のごみであっても最大積載量1.5t以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。事業系ごみの場合、産業廃棄物に該当するものは搬入できませんのでご注意ください。

処理困難物（主なもの）

一般個人・事業系共通のもの

油（植物性以外）	断熱材
網（漁網）	動物の死体
石膏ボード、サイディング材	土砂、コンクリート
FRP製品	トタン（FRP入り）
仮設トイレ	農ビ、マルチ（農業用）
家電リサイクル法対象品目	農薬（ピクリン）の缶
テレビ、エアコン、冷蔵庫、	瓦
冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	バイク（排気量50cc超）
自動販売機	バッテリー
焼却灰	パソコン（PCマーク入り）
タイヤ	プロパンボンベ

事業系のみ ※産業廃棄物になります。

畳（ホリスチンフォーム使用）	自動車部品	塩ビ配管	発泡スチロール
建築廃材	廃プラスチック類	コンパネ	太陽光パネル

- 産業廃棄物に該当するか不明な場合は、事前に御坊広域清掃センター又は市町担当課までお問合せください。

【お問合せ先】

・御坊広域清掃センター	☎ 0738-29-3030
・御坊市環境衛生課	☎ 0738-23-5506
・美浜町住民課	☎ 0738-23-4904
・日高町住民生活課	☎ 0738-63-3800
・由良町住民福祉課	☎ 0738-65-0201
・印南町生活環境課	☎ 0738-42-1732
・日高川町住民課	☎ 0738-22-1701